

「障害者の権利に関する条約(以下、「障害者権利条約」という)」が、2006(平成18)年12月の国際連合総会本会議で採択され、2008(平成20)年に発効しました。この条約の策定にあたっては、「Nothing about us without us! ~わたしたちのことを わたしたち抜きに決めないで~」をスローガンに、各国からさまざまな障がいのある人たちが参画していきました。これまで、障がいのある人に関する法律は、福祉の観点から考えられることが多かったのですが、この条約は、障がいがある人のために新たな権利を定めたものではなく、今ある基本的な人権や自由を障がいがある人が有することを改めて保障したものです。

### 障害者権利条約の特徴

インクルージョン\*

地域で生活する権利

インクルーシブ教育が原則

手話は言語

情報・コミュニケーションも権利

差別の禁止

※インクルージョン(Inclusion): 直訳すると包括・包含・受容という意味

### 障害者権利条約における「差別」の定義

障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む)を含む。(第2条)

## 障害者権利条約を国内で実効性のあるものに

この障害者権利条約を日本は、2007(平成19)年9月に署名しました。しかし実際に批准したのは2014(平成26)年1月でした。

「条約を批准する」とは、条約を守るという国の最終的な意思を示す行為です。日本では、条約は憲法より下位、法律より上位の位置づけになります。日本が障害者権利条約を批准するためには、既存の法律が条約の求める水準を下回っている現状では、条約が十分に活かされないため、法制度を整備していく必要があり、署名から批准まで7年間かかりました。

### 主な関連法の成立・改正

2007(平成19)年	障害者権利条約へ署名
2011(平成23)年	障害者虐待防止法成立[2012(H24).10施行] 障害者基本法改正
2012(平成24)年	障害者総合支援法成立
2013(平成25)年	障害者雇用促進法改正 障害者差別解消法制定[2016(H28).4 施行]
2014(平成26)年	障害者権利条約を批准 国内発効

この他にもさまざまな法律などが成立・改正されました